

## 府中市インフラマネジメント計画を改定する背景等について

## 1. 市が「計画」を改定する背景

現行の「府中市インフラマネジメント計画」は、平成25年1月に策定してから5年が経過することになります。

その間、市では「府中市インフラマネジメント計画」を推進するため、インフラ管理ボランティア制度「府中まちなかきさら」の運用開始や道路等包括管理事業のパイロットプロジェクト、インフラマネジメントシステムの導入など、様々な取組を実行、試行してきました。また、平成24年12月にあった笹子トンネル天井盤落下事故をきっかけとしたインフラ老朽化への社会的関心の高まりにより、国等による法改正や施策推進の積極的な取組がありました。

そこで、現行の市の取組状況や国等の動向などを踏まえ、市では、次の理由により「府中市インフラマネジメント計画」を改定することとしました。

表1 「府中市インフラマネジメント計画」を改定する理由

現行「計画」改定の理由項目	内 容	時 期
(1) 国等の施策及び社会的要求の変化	(国土交通省：インフラ長寿命化基本計画等の推進) 施設ごとの長寿命化修繕計画に補助事業を実施。	H25.11～：橋りょう、公園（遊具）、下水道
	(総務省) 公共施設等総合管理計画の策定： 地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。	総財務第74号（H26.4.22）
	(国土交通省：老朽化対策の推進) 道路法の改正（第四十二条）に伴うトンネル、橋などの構造物点検の義務化。	H26.3～ 対象：2m以上の橋と全てのトンネル 定期点検要領（案）により点検頻度等を規定（道路橋、横断歩道橋、トンネル、大型カルバート、門型標識、舗装、小規模付属物）

現行「計画」改定の理由項目	内 容	時 期
	(国土交通省) 持続的な管理維持体制の推進 1) 共同処理体制の促進 2) 技術者派遣の仕組みの構築 3) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用	H27.2「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して(案)」社会資本整備審議会社会資本メンテナンス戦略小委員会
(2) 現行「計画」の規定	(7.2.3 計画の評価と見直し P97) 本計画の効果を確認するとともに、公共施設(建築物等)マネジメントの状況や他の施策の状況とも整合を図っていかなくてはなりません。そのため、本計画の評価や社会情勢の変化などに対応し、本計画の柔軟な見直しを定期的に行っていきます。 具体的には、PDCA サイクル (Plan (計画) -Do (実行) -Check (監視・評価) -Action (改善)) の考えに基づき、継続した「計画」を実施していきます。	H25.1 策定
(3) 対象施設の拡充	(新たに分類する施設) 大型構造物、立体横断施設、法定外公共物 (追加する施設) 警戒標識、道路反射鏡	インフラマネジメント白書(策定中)と連携
(4) 現行「計画」には記載の無い新たな施策の追加	(歳入の確保) 道路占用料の改正  (集約化・合同化による効率化) 1) 道路の廃止 2) 法定外公共物の廃止  (ライフサイクルを通じた効率化) 街路灯・公園灯	道路占用料の見直し：H29～(予定)  道路及び法定外公共物の売却：H29(継続中)  ESCO事業の実施H29～(予定)

## 2. 「検討協議会」に諮りたい事項の想定

市が「検討協議会」に諮りたい事項について、次に市の考えを示します。

表2 「検討協議会」に諮りたい事項

協議会（回数）	「検討協議会」に諮りたい事項	備 考
第1回	(インフラマネジメント白書について) 1) 白書（案）に過不足がないか。 2) 白書（案）変更箇所の考え方についての留意点。 (インフラマネジメント計画について) 1) 計画の進捗・評価の手法についての留意点。 2) 施策の取組方法についての留意点。	施策の進捗率など
第2回	(インフラマネジメント計画について) 1) 評価の反映方法についての留意点。 2) 新たに取り組むべき施策があるか。 3) 計画のスキームへの留意点。	市民への周知など
第3回	(インフラマネジメント計画について) 1) インフラマネジメント計画（素案）の内容についての留意点。 2) 改定することによる位置づけや考え方への留意点。	施策の優先度など
第4回	(インフラマネジメント計画について) 計画（案）のまとめに対する留意点。	